

利益に対しどのように課税を行っていくか？

	法人から税を徴収する場合 (出資者からは徴収しない)	出資者から税を徴収する場合 (法人からは徴収しない)
売上高	100	100
営業費用(減価償却費を除く)	30	30
減価償却費	30	30
税引前当期純利益	40	40
法人税等	16	0
当期純利益	24	40
株主の税引前利益	24	40
所得税等	0	16
株主の税引後利益	24	24 ←どちらも同じ。

【結論】

法人から税を徴収しようが出資者から税を徴収しようが、出資者の税引後の利益は同じ。

【注釈】

最終的な利益の帰属先を出資者と捉えるならば、法人と出資者どちらに課税しても、出資者の利益は全く同じということになる。逆から言えば、利益に対し法人で税を徴収しているにも関わらず、出資者の受取配当金にも課税する場合は、確かに利益の二重課税の側面が出てくると言えるだろう。しかしながら、法人を法律上のれっきとした人であるという見方・捉え方の場合は、その利益はあくまで「法人個体の利益」と見ていることになる。つまり、法人の利益と出資者の利益は異なる、と見ていることになる。すなわち、法人で計上した利益は法人で税を負担し、税引後の利益は法人個体に帰属していることから、法人が出資者へ利益を分配する場合は、「法人が自身のお金を改めて出資者に分配した」と見なせるわけである。したがって、利益の二重課税には当たらない。